

米国市場向け食品輸出プロジェクト運営業務

公募型プロポーザル実施要領

神戸市経済観光局国際課
(神戸市海外ビジネスセンター)

1 案件名称

米国市場向け食品輸出プロジェクト運營業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

日本最大の食品輸出先である米国市場をターゲットに、商材選定・改良から現地市場調査、規制対応、米国でのテストマーケティングまで、一貫した伴走支援を実施することで、市内事業者による米国への食品輸出を促進する。

(2) 業務内容

米国市場への食品輸出の促進に向けた市内事業者への伴走型支援の提供
(別紙「仕様書」のとおり)

(3) 契約上限額

金 4,500,000 円 (消費税、地方消費税及びその他海外において賦課される間接税を含む)
※ 契約は日本円建てとする

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月中旬～令和 9 年 3 月 31 日

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。支払いは日本円建てとし、海外送金を行う場合の銀行手数料は本市が負担する。

(3) 契約書案

別紙 (頭書及び委託契約約款) 参照

(4) 契約保証金に関する事項

神戸市契約規則第 25 条の規定により、契約保証金の納付は免除する。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 日本国内もしくは米国内に自社の拠点を有していること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(3) 暴力団員が役員として経営に関与 (実質的に関与している場合も含む) していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。

(4) 経営状態が窮境にある者 (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定に基づく再生計画認可の決定がされているものを除く。) でないこと。

(5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から受託候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱

に基づく指名停止を受けていないこと。

(6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

(7) 共同企業体として受託する場合は、代表者及び構成員が上記(2)から(6)を全て満たすこと。

また、共同企業体の結成方法は、2者又は3者による自主結成とし、本市に対して共同企業体参加届出書(様式3)を提出すること。なお、本市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者が自己の名義をもって行うこととする。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年2月18日(水)
(2) 応募登録書提出期限	令和8年3月4日(水) 17時
(3) 質問受付期限	令和8年3月4日(水) 17時
(4) 質問に対する回答	令和8年3月10日(火) (予定)
(5) 企画提案書・見積書の提出期限	令和8年3月17日(火) 17時
(6) 事業者選定委員会	令和8年3月30日(月)
(7) 選定結果通知及び結果の公表	令和8年4月上旬(予定)
(8) 契約締結・業務開始	令和8年4月中旬(予定)
(9) 事業完了	令和9年3月31日(水)

6 応募にかかる資料の配布

(1) 交付開始日 令和8年2月18日(水)

(2) 配布場所

神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載 ※郵送による交付は行わない。

(ダウンロードできない場合には電子メールにて送付しますので、本書末尾「13 担当部署(問い合わせ先)」までご連絡ください。)

(3) 配布資料

ア) 公募型プロポーザル実施要領(本書)

イ) 業務仕様書(別紙1)

ウ) プロポーザル応募登録兼資格審査申請書(様式1)

エ) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除にかかる誓約書(様式2-1、2-2)

オ) 共同企業体参加届出書(様式3)

カ) 質問書(様式4)

7 応募登録及び質問書の提出

(1) 応募登録書の提出

ア) 提出期限 令和8年3月4日(水) 17時(必着)

イ) 提出先・提出方法

本書末尾「13 担当部署(問い合わせ先)」まで、電子メールにより提出すること。

その際、電子メールの件名は「米国市場向け食品輸出プロジェクト(応募登録書類)」とすること。

また提出後に受信の確認を担当部署宛、電話により行うこと。

ウ) 提出書類

プロポーザル応募登録兼資格審査申請書（添付書類は企画提案書と同時に提出）

（２）質問書の提出

ア) 受付期限 令和８年３月４日（水）１７時（必着）

イ) 提出先・提出方法

別紙「質問書」（様式４）に記載し、本書末尾「１３ 担当部署（問い合わせ先）」まで、電子メールにより提出すること。

その際、電子メールの件名は「米国市場向け食品輸出プロジェクト（質問書）」とすること。

また提出後に受信の確認を担当部署宛、電話により行うこと。

（３）質問書の回答方法

応募登録者全員に対して、令和８年３月１０日（火）までに電子メールにより回答する。

８ 企画提案書・見積書・資格確認書類の提出

（１）提出期限 令和８年３月１７日（火）１７時（必着）

（２）提出先・提出方法

（３）の提出書類一式を、PDF形式で電子メールにより、「１３ 担当部署（問い合わせ先）」まで提出すること。電子メールの件名は「米国市場向け食品輸出プロジェクト（企画提案書等）」とし、提出後に受信の確認を担当部署宛、電話により行うこと。

提出書類は、①企画提案書（正本）、②企画提案書（副本）、③見積書、④資格確認書類（一式）のそれぞれに分けて、４つのPDFファイルデータを提出すること。

なお、電子メール１件あたりの添付ファイル容量は10MB以下に収めることとし、上限を超える場合は、複数の電子メールに分割して提出すること。

（３）提出書類

① 企画提案書（正本・副本）

ア) 様式

任意様式とし、A４サイズで作成すること。

提案内容を25ページ以内（表紙・目次を除く。添付資料を含む。）にまとめること。

また、表紙を付けて、各ページの下部にページ番号を付すこと。

正本には事業者（会社）名を記載し、副本には事業者（会社）名・ロゴマーク等の事業者を特定できる情報を一切記載しないこと。

イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。

a) 企業（団体）の概要

b) 業務の実施方針と別紙仕様書に基づく業務実施に係る企画提案内容

c) 業務実施体制

d) 業務実施スケジュール

e) 類似業務実績

（食品輸出に関連した支援実績について、具体的な国・地域や業務の内容について記載すること。特に米国に関する実績については詳述すること。）

f) 米国内における具体の商流や販路開拓に向けた現地ネットワーク

g) 参加企業数が増減した場合の対応（参加企業が５社から増減した場合の、見積額内での対応可能社数、参加企業の増減による１社あたりの追加・減額費用、対応可能な参加企業数の上限等について明記すること）

ウ) 使用言語

日本語とする。

エ) その他

企画提案書の提出は1応募者につき1提案とする。

② 見積書

ア) 様式

任意様式とし、A4サイズで作成すること。

イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。

a) 見積年月日、見積書の有効期限（令和8年4月15日以降の日付）、事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）

b) 見積額は日本円建てとし、全ての業務にかかる費用の総額に加え、別紙「仕様書」（3 委託業務内容）に記載する業務ごとにかかる費用内訳、消費税及び地方消費税のほか、海外において賦課される付加価値税、売上税その他これに類する間接税の額等を記載すること。
なお、費用総額は、契約金額の上限までとする。

ウ) 見積書は、委託料の積算を明示するとともに、参加企業が5社の場合の金額で作成すること。

③ 資格確認書類

以下の書類を各1部。なお、日本国内に登録が無い事業者については、法人として登録されている国において発行される以下に類する書類を提出することとし、書類には日本語訳を添付すること。

a) 法人登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行された正本）

b) 事業経歴書及び業績報告書（直近事業年度までの経歴・沿革・業績を記載）

※任意様式

c) 誓約書（様式2）

d) 委任状（代表者以外の者が申請する場合のみ。）

e) 共同企業体参加届出書（様式3 共同企業体による応募者のみ）

※共同企業体で応募登録を行う場合は、全ての構成員について、上記の a) から c) を提出すること

9 受託候補者の選定方法

（1）選定方法

本業務の事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された企画提案書等の内容を評価し、選定委員の評価点数が最も高い応募者を受託候補者として選定する。

審査に当たり、応募者によるプレゼンテーションと選定委員による質疑を実施する。なお、提出された企画提案書の内容をもとに書類選考を行う場合がある。その場合、書類選考の結果については、別途通知する。

選定委員会は、令和8年3月30日（月）（予定）に開催し、各応募者につき20分間のプレゼンテーションと10分間の質疑を行う。開催方法はオンラインとする。その他詳細については、応募者に通知する。

※1 最高得点者が複数ある場合は、そのうち価格点を除いた点数が最も高い応募者を受託候補者として選定する。

※2 受託候補者として選定された応募者が契約を辞退した場合、または応募資格を喪失した場合

は、事業者選定委員会で順位付けられた上位のものから順に受託候補者を選定する。

(2) 評価項目と配点（選定委員1人あたり（100点満点）の内訳は下記のとおりとする）

① 評価項目

評価項目	評価基準	配点
内容点	<u>企画内容</u> ・本事業の趣旨・目的に即した提案 ・以下の各段階における具体的かつ効果的な企画提案 ① 商材選定・規制チェック ② 現地市場調査 ③ 商品改良へのアドバイス・販売戦略の策定サポート ④ 規制対応・貿易実務サポート ⑤ 現地テストマーケティング ⑥ その他、応募事業者が提案する支援内容 ・米国向け輸出に繋がる商流獲得の提案・実現性 ・参加企業数が変動した場合の対応	55
	<u>実施体制</u> ・人員体制 ・各種ニーズへの対応力 ・事務を遅延なく行える業務遂行力 ・米国食品市場における現地での販路・ネットワーク	20
	<u>業務実績</u> ・自治体・企業等からの類似事業の受託実績	10
価格点	見積金額が低いことを評価する ・見積総額	5
地元企業加点点		10
合 計		100

※価格点は、5点満点とし、評価の点数は下記の通りとする。

価格点 = $5 \times (1 - (\text{見積金額} \div \text{委託料上限額}))$ 【小数点第1位は四捨五入】

※地元企業点（10点）

地元企業点は10点満点とし、市内事業者への発注を促進するため市内の応募者に対して下記の通り評価を行う。本社又は支店・営業所等が神戸市内にある場合は、提案書に明記すること。

a) 地元企業（応募者の本店所在地が神戸市内） 10点

b) 準地元企業（応募者の本店所在地が市内にないが、支店・営業所等が市内にある） 5点

※ 共同企業体で応募する場合は、構成員となるすべての事業者の本店等所在地にて判断をし、その平均点（小数点以下第1位は四捨五入）により評価する。

②最低基準 選定委員の平均点が50点を下回る事業者は、受託候補者として選定しない。応募者が1者であっても同様の扱いとする。

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果は、決定後速やかにすべての応募者に通知し、市ホームページにて受託事業者名を公表する。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- (1) 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- (2) 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- (3) 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対し企画提案の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。
- (6) 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (7) 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき。

11 契約の締結

- (1) 審査の結果、選定された受託候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行った上で、速やかに委託契約を締結する。なお、共同企業体として応募した者が受託候補者となった場合には、共同企業体協定書を契約締結までに提出すること。
- (2) 受託候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の応募者を受託候補者とする。
- (3) 契約の締結にあたっては契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。

12 その他

- (1) 当該プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、選考の結果の如何を問わず、当プロポーザルの終了後も返却しない。
- (3) 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、受託候補者に選定されたか否かに関わらず、同条例第 10 条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- (4) 提出された企画提案書は、審査及び事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 本市が指示する場合を除き、提出期限後の提出書類の変更、差し替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (6) 提案書の著作権は当該プロポーザル応募者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、当該プロポーザル応募者が負うものとする。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の当該プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 当該プロポーザル応募者は、受託候補者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (9) 本件に係る神戸市令和 7 年度 2 月補正予算が成立しない場合は、本プロポーザルに基づく契約を締結しないことがある。

13 担当部署（問い合わせ先）

神戸市経済観光局国際課（神戸市海外ビジネスセンター）

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番 14 号 神戸商工貿易センタービル 4 階

電話：078-231-0222 電子メール：asia-biz@city.kobe.lg.jp